

1.1 応募に当たっての留意事項

留意事項

〔記載に当たっては公表日現在での状況を記載してください。〕

- 1 提出された応募調書資料のみでは資格等を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合があります。
- 2 同種又は類似の業務の実績及び経験は、公表文において明示した当該委託業務と同種又は類似の委託業務の受託実績及び経験についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載してください。
なお、配置予定技術者の経験については、業務履行の全ての期間に従事したものを対象とします。
- 3 履行期限は、事情により変更する場合があります。
- 4 入札参加を希望する者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守してください。
- 5 落札者は、応募調書資料に記載された配置予定の管理技術者を当該業務委託に配置しなければなりません。
- 6 当該入札に参加するために必要な要件を満たさない者のした入札、応募調書資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。この場合において、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

添付資料

- 1 土木関係建設コンサルタントに登録されている者は、該当する登録部門が分かる各地方整備局の「建設コンサルタントの登録の更新（追加・削除）について（通知）」の写しを添付してください。
- 2 第9号様式及び第10号様式に同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、当該業務がTECRISもしくはPUBDISに登録されている場合は、業務カルテの写しを添付してください。
なお、業務カルテの写しでは同種又は類似業務の判断が困難な場合及びTECRISもしくはPUBDISに未登録の場合については、当該業務に係る契約書の写し（発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ）、仕様書等の写し（業務概要及び同種又は類似業務の判定が確認できる部分のみ）、技術者通知書の写し（管理技術者として従事したことが確認できる部分）を添付してください。
- 3 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者以外の部分は、マジック等で消してください）及び配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写しを添付してください。
- 4 建築関係建設コンサルタント業務で技術者の実務経験を評価する場合は、応募希望者が作成する証明書（任意書式）を添付してください。